

(公財)市川市清掃公社もったいないマーケット事務取扱基準

【もったいないマーケット開催趣旨】

(公財)市川市清掃公社（以下「当公社」という。）は国や市川市が取り組む 3R 施策の一環として「もの」と「お金」の大切さを知ってもらうため、「もったいない」を合言葉にフリーマーケットを開催します。

本基準は出店者の責務、出店条件、出店手続き・注意事項等、禁止事項、来場者への注意事項等の 5 編で構成します。なお、各編において定めのない事項についてはその都度定めるものとします。

【出店者の責務】

1. 法令遵守等

出店者は開催趣旨の下に古物営業法等関係法令や本事務取扱基準を遵守し、公の秩序、又は善良の風俗を害する行為等をしてはならない。また、フリーマーケットの開催当日は当公社職員（以下「職員」という。）の指示に従うとともに、当該行為等に当たると職員から指摘され、退場を命じられたときはそれに従わなければならない。

2. 出店者の参加

開催当日は出店者本人が参加し、領収印が押されたフリーマーケット出店決定通知を職員に提示してください。出店許可証を発行します。許可証の譲渡や転売は禁止です。出店ブースの譲渡や転売も同様に禁止です。なお、本人が参加できない場合は事前に当公社にメールで連絡し変更の承諾を得てください。

3. 物品の販売等

- (1) 会場での物品や金銭のやり取り、事故等の対応は当事者間の責任において行ってください。また、当公社は盗難や万引き等による一切の責任を負えませんが、物品や金銭の管理は出店者の責任において行ってください。
- (2) 金額の多少に係わらず物品を販売する時は必ず返品や交換できるかを説明してください。また、購入者から連絡先を聞かれた場合は必ず教えてください。販売物品の返品に応じる場合は購入者の住所や氏名等を聞いてください。
- (3) ブランド品や家電、精密機器、高額物品を販売したときは必ず出店者の連絡先を購入者に知らせてください。
- (4) 販売物品が欠陥品等、出店者の落ち度が原因で購入者から苦情が当公社にあった場合は購入者に当公社の連絡先を教えますので、出店者は責任と誠意を持って対応をしてください。

4. 物品等の持ち帰り

閉店するときは出店ブースや周辺の清掃を必ず行い、売れ残りの物品や持込み資材、ゴミ等はすべて持ち帰ってください。放置や持ち帰り途中での投棄は厳禁です。

5. 原状復帰

当公社の施設等を破損、汚損等したときは出店者の責任において、原状復帰、又は費用を弁償していただきます。

【出店条件】

1. 出店できる方

出店できる方は原則として市川市に住所を有する個人（未成年の場合は保護者

の承諾が必要)、又は事業者、NPO等の団体です。ただし、次に掲げる方は除きます。

①古物営業法に基づき古物営業を行っている方

②千葉県暴力団排除条例(平成23年9月1日施行)に定める暴力団、これに類する反社会団体並びにこれらと密接な関係を有する企業等及びこれらに属する個人

③会場から退場を命じられた方で理事長が認める方

2. 重複申込み等の禁止

同一人による重複申込みはできません。また、名義貸しによる申込みはお断りします。

3. 申込み少数による開催中止

募集期限日における申込みが10ブース以下のときは申込者の意見等を参考に開催を中止する場合があります。開催中止を決定した場合は出店申込みで添付された返信はがきにより中止(様式9その3)をお知らせします。

4. 出店ブース位置の決定

出店ブースの位置は当公社が決定します。2ブースの場合は連続した位置になります。

5. 販売禁止物品等

次に掲げるものは販売や行為等を禁止します。ただし、当公社が認めるものを除きます。

ア. 社会通念上不適当と思われるもの及び法令等に抵触する物品の持ち込み、販売、行為

①偽ブランドや海賊版・コピー商品等の違法商品、盗品、危険物、生き物、飲食品全般、医薬品、嗜好品等

②射幸心をあおるくじ引き類や掛け売り行為等

イ. その他、当公社が不適当と判断したものの持ち込み、販売、行為

6. 雨天開催

台風等で荒天が予想される場合の中止、又は開催中に天候が急変した場合の中断を除き、開催をします。当日の天候に対する対策は出店者が行ってください。なお、中止、又は中断(以下「中止等」という。)の決定後は天候が回復した場合でも開催をしません。また、中止等による振替日の設定はありません。

7. 出店手数料の払い戻し等

出店キャンセルや開催の中止等、どのような状況においても出店手数料の払い戻しはしません。また、開催、又は中止等により生じた出店者の損害について、当公社は一切責任を負いません。

8. 出店のお断り

退場処分、又は他に迷惑をかける行為等により第三者に損害を生じさせた場合の出店者については今後の出店をお断りすることがあります。

【出店手続き・注意事項】

1. 開催場所及び日時

・場所 (公財)市川市清掃公社車庫棟(屋根付き)、市川市二俣新町13番1

・開催 原則、月1回(年末年始を除く日曜日)、午前10時から午後3時まで

※詳細はリサイクルプラザ市川・イベントカレンダーに掲載

2. 出店申込期間

フリーマーケット開催日の60日前の日(休館日のときは前プラザ営業日(以下「営業日」という。))から数えて20日後の営業日まで(郵送分は当日消印)

3. 出店申込み方法

フリーマーケット出店申込書（様式 8）に住所氏名を記載した返信用官製はがきを添付して、直接プラザへ提出、又は郵送します。

※ 2 ブースまで申込みができます。

※ 事務連絡用のメールアドレスは必ずご記入ください。

4. 抽選等

申込み多数の場合は募集期限の翌々営業日に 30 ブースの出店者をプラザで抽選により決定し、返信用はがきにフリーマーケット出店諾否決定事項（様式 9）を記載して申込者に郵送します。無抽選の場合も同様です。

5. 出店手数料の支払い

当選者はフリーマーケット出店決定通知（当選はがき、以下「出店決定通知」という。）の支払期限までに直接プラザで出店手数料をお支払いください。期限までにお支払いがない場合は出店を取り消す場合がありますので、ご注意ください。なお、領収印の押された出店決定通知は開催当日の出店許可証交付に必要なものです。大切に保管し当日は必ず持参してください。

手数料は 1 ブース（間口 1.8×奥行 1.8m）当たり 500 円（消費税含み）です。

※ 当選者が郵送申込みの場合は申込書の必要項目に記入漏れがないかを再度確認し、「有」の場合はその項目を記入してもらう。

6. 出店者の決定時期等

出店手数料を支払った当選者が出店者になります。なお、当選者の辞退等により、落選者を対象に再抽選を支払期限の翌営業日に行う場合があります。

7. 開催確認メール

開催日の 7 営業日前を目処に開催の確認メールをお送りします。

8. 開催中止のお知らせ

台風等の荒天による開催中止の決定は開催前日の 17 時までに行い、当公社ホームページでお知らせするとともに、出店者には直接メールで連絡をします。

9. 出店許可証等の交付及び出店ブース位置の決定等

開催当日の搬入作業前に領収印の押された出店決定通知を職員に提示し、出店許可証や駐車券、出店ブース配置図をお受け取りください。

※ 1 ブース貸出品等；敷材（W900×D1800×H9 mm）2 枚

ブルーシート（W1800×D1800 mm）1 枚

駐車場（1 台分）

10. 搬入作業

会場に車両を乗り入れての荷卸しは当日の午前 8 時から午前 9 時 30 分までです。搬入車両は 1 ブースにつき 1 台で、会場になる車庫棟の通路等に駐車して行うことができます。職員の指示に従い作業を行ってください。なお、開催中は会場内への車両乗り入れを禁止します。物品の補充等は出店者自身が用意した台車等で行ってください。

作業後は車両を当公社外に設けた専用駐車場（歩 5 分）に移動し、駐車券をダッシュボード等車外から見える場所に掲示してください。

午前 9 時 30 分以降に荷卸しを行う場合は事前にメールや電話で必ずご連絡ください。この場合の作業は駐車場から行うことになります。

11. 搬出作業

搬出作業は午後 4 時 30 分までです。開催中に搬出する場合は必ず職員の指示に従ってください。車両の場内乗入れは午後 3 時 30 分からは予定しています。

【禁止事項】

1. 会場内は全面禁煙です。喫煙マナーを守り指定場所での喫煙をお願いします。
2. ハンドマイク、ラジカセ、メガホン、拡声器等の音響機器の使用はできません。また、声を張り上げての呼び込み等も禁止します。
3. 火気、発電機など会場内への危険物の持込みはできません。
4. 出店者自身のブース以外での販売やチラシ配布、通路へのはみ出し等はできません。
5. 物品等の搬入や搬出は開催当日の指定した場所や時間帯に限ります。ただし、当公社が認める場合はこの限りではありません。事前にご相談ください。
6. 搬入や搬出のための車両は指定場所以外の駐車を禁止します。職員の指示に従わない場合は警察に通報する場合があります。

【来場者への注意事項等】

1. 物品を買うポイント

- (1) 物品を直接触るなどして良い面や悪い面を理解したうえで、よく考えて買いましょう。
- (2) 家に帰らないと性能が確かめられない物品やブランド品等高価な物品を買う場合は出店者に連絡先を聞きましょう。
- (3) いいものを安く手に入れたい値段交渉はフリマの醍醐味ですが、過度の値段交渉は控えましょう。

2. 注意事項等

- (1) 会場内において、公の秩序、又は善良の風俗を害する行為であることが明らかな場合、他に迷惑をかける行為等により第三者に損害を生じさせた場合は退場を命じることがあります。
- (2) 会場内は全面禁煙です。喫煙マナーを守り指定場所での喫煙をお願いします。
- (3) 貴重品の管理はしっかり行ってください。また、お子様連れの方はお子様の行動や安全に注意を払ってください。
- (4) お車でお越しの際、お客様用駐車場での事故等は当事者間の対応となりますので、ご承知おきください。また、周辺道路は駐車禁止です。違法駐車を発見した場合は警察へ通報いたします。

附則

1. 本事務取扱基準は平成 27 年 7 月 10 日から適用する。